

参考

米の放射性セシウム濃度全袋検査の手順（事前出荷制限区域以外）（案）

ふくしまの恵み安全対策協議会

1 農産物安全管理システムへの米袋データの入力

地域協議会は、8月下旬（早期に収穫される米については収穫前）までに、地域農業再生協議会の協力を得て水田台帳のデータ等をもとに、生産者毎に出荷される米袋数を推計し、当該区域で出荷・販売される米袋の情報（市町村名、旧市町村名、生産者名、米袋番号等）を農産物安全管理システムに入力する。

2 米袋識別コードの作成・配布

地域協議会は、米の検査前までに、農産物安全管理システムの情報から、生産者毎に米袋識別コード（バーコード）（別紙1）ラベルを作成する。

地域協議会は、J A・集荷団体等の協力のもと、作成したバーコードラベルを生産者に配布する。

3 米袋へのバーコードラベルの貼付け

生産者は、米の検査前までに、配布されたバーコードラベルを出荷する米袋に貼り付けておく。この際、バーコードに印刷された生産者氏名に誤りがないか確認しながら行うものとする。

なお、米袋へのバーコードラベルの貼付位置については、別途指示する。

また、バーコードラベルが不足する場合は、地域協議会に追加発行を依頼するものとし、使用しなかったラベルは地域協議会に返却する。

4 検査計画の作成

地域協議会は、集荷団体等との協議のもと検査計画を作成するとともに、J A、集荷団体、生産者等に検査予定期日を通知する。

5 検査の実施

（1）検査米袋の搬入

J A、集荷団体、生産者等は、4の検査計画に基づき、検査米袋を検査場所に搬入する。なお、搬入前には、検査米袋にバーコードが貼付けてあることを必ず確認する。

（2）検 収

検査場所の職員は、搬入された米袋のバーコードの有無や生産者氏名を確認し検収する。

なお、バーコードの貼り忘れが確認された場合には検査保留とする。

(3) 検査

ア 全袋検査機器によるスクリーニング検査

検査員は、検査する米袋を検査機器上に載せ、バーコードリーダーで検査する米袋に貼付けたバーコードを読み込み、検査米袋を確定するとともに、米袋が確実に検査部を通過し検査されることを確認する。

また、検査の結果スクリーニングレベル以下の場合は、検査機器からQRコードが入った検査済みシール（別紙2）が印刷されるので、バーコードの近くに確実に貼付ける。

なお、スクリーニングレベルを超過した米袋は、県による詳細調査を行うため、スクリーニングレベル以下の米袋と区分して一時保管する。

イ スクリーニングレベルを超過した米袋の詳細調査

地域協議会は、スクリーニングレベルを超過した米袋について、「県産農林水産物の安全性確認体制について」に基づき、県に対しモニタリングの実施を要請し、県の指示により検体の採取等を行うとともに、モニタリングの結果が判明するまでの間、当該生産者に出荷自粛を要請する。

また、県が実施した詳細調査の結果は、必ず農産物安全管理システムに入力するとともに、基準値以下の場合にはQRコードが入った検査済みシールを発行し、米袋に貼り付ける。

なお、詳細調査で基準値を超過した場合、県は、地域協議会及びふくしまの恵み安全協議会に対し、速やかに検査結果を連絡するとともに、当該米袋が生産された市町村に対し、米の出荷自粛を要請する。

6 県域サーバーへのデータ転送

検査結果については、ホームページで確認できるよう、ふくしまの恵み安全対策協議会にデータ転送するものとし、その手続き等は別途定める。

7 検査終了した米袋の取扱い

検査の結果、基準値以下の米袋については、米袋を搬入したJA、集荷業者、直販農家等が速やかに荷積みし搬出する。

また、基準値を超過した米袋については廃棄処分となるため、確実に隔離保管する。

別紙1 米袋識別コード(バーコード)シール

ふくしまの恵み安全対策協議会



生産者名: ○○ ○○

米袋識別コード: 1-1-3-3-132

別紙2 検査済みシール

検査済み

米袋識別コード 1-1-3-3-132

測定結果 ○○○○○

このお米は、放射性物質の検査を実施し、基準値を下回っていることを確認しています。

安心してお召し上がりください。



このお米の詳細情報については、QRコードで確認できます。
HP上で米袋識別コードを入力して下さい。

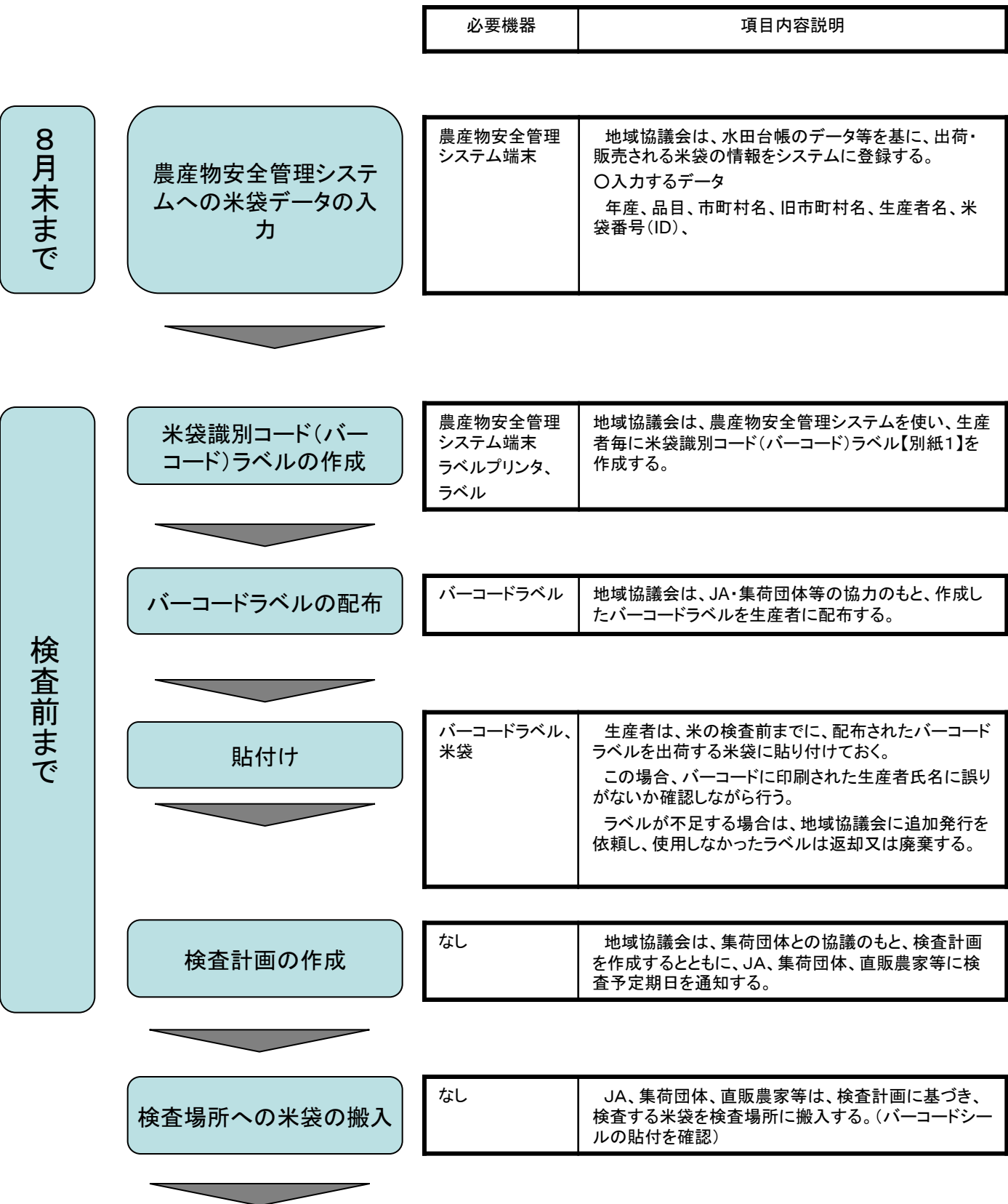
お問い合わせ先: ふくしまの恵み安全対策協議会
TEL 024-000-0000

食品中の放射性セシウムスクリーニング法に基づき検査しています。

全袋検査の手順フローチャート(その1)

(事前出荷制限区域以外)

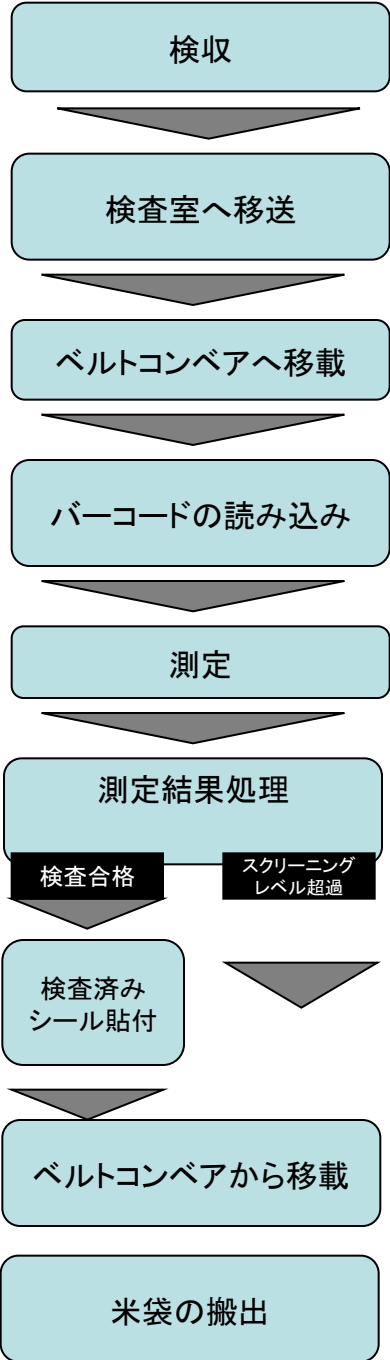
ふくしまの恵み安全協議会



全袋検査の手順フローチャート(その2)

(事前出荷制限区域以外)

検査時



必要機器	項目内容説明
なし	検査員は、搬入された米袋のバーコードの有無、生産者氏名を確認。
フォークリフト、パレット等	パレット等へ積み上げられた未検査米袋を検査室へ移送する。
小型クレーン等	パレット上の米袋を、小型クレーン等を活用し、検査機付属のベルトコンベア上へ載せる。
制御PC バーコードリーダー	検査員は、ベルトコンベア上を流れてきた米袋のバーコードをリーダーで読み取り、検査米袋を確定する。
検出器本体	検査員は、米袋が確実に検査部を通過し検査されることを確認する。
制御PC	検査結果を制御PC(もしくは本体モニター)上に表示。
制御PC ラベルプリンタ、ラベル	<ul style="list-style-type: none"> ■(検査合格の場合) 検査後、QRコードが入った検査済みシール【別紙2】がプリントアウトされるので、予め貼り付けてあるバーコード近くに貼り付ける。 ■(スクリーニングレベル超過の場合) 検査済みシールは印刷されない。
小型クレーン等	ベルトコンベア上の既検査米袋を、誤りのないように検査合格と要再検査の区分に分けてパレット上に降ろす。
フォークリフト等	基準値以下の米袋については、米袋を搬入したJA、集荷業者、生産者A等が速やかに荷積みし搬出する。

詳細調査

後日、県にモニタリングの実施を要請し、県の指示に従い検体採取等を実施。

基準値以下の場合、農産物安全管理システムに結果を入力するとともに、検査済みシールを印刷し米袋に貼り付ける。

基準値を超過した米袋は、廃棄に向け隔離・保管する。